

## 令和2年度社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査方針

### I 基本方針

- 1 社会福祉法人制度改革の着実な進展
- 2 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保
- 3 利用者主体の施設運営の指導

### II 指導監査事項

- 1 社会福祉法人及び保護施設
- 2 社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所・社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関

### III 重点指導事項

- 1 社会福祉法人
- 2 社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所
- 3 社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関

### IV 指導監査計画

- 1 年度計画(一般監査)
- 2 実施時期
- 3 事前提出資料

### I 基本方針

社会福祉法人制度改革の着実な進展を図るとともに、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保、入所措置事務等の適正化に資するため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査要綱に基づき、以下の基本方針により実施する。

#### 1 社会福祉法人制度改革の着実な進展

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきた。

この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、また、株式会社など多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むなど、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化している。

他方、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割はますます重要になっている。

このようなことから、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人における①経営組織の見直し、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化などを柱とする、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）が公布され、平成29年4月1日から全面施行されたところである。

このため、一般監査において法改正への対応状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行うことにより、社会福祉法人制度改革の着実な進展を図るものとする。

## 2 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保

平成28年の法改正は、社会福祉法人が地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点から行われたものであることを踏まえ、改正後の社会福祉法（昭和25年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営及び事業経営について指導監査を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものとする。

## 3 利用者主体の施設運営の指導

社会福祉施設においては、措置制度から利用契約制度等への転換を契機として、画一的なサービスの質の確保と維持から、最低基準を遵守したうえで自主的に創意工夫を行い、利用者を選択される施設づくりを進めていくことが重要となっている。

また、提供する福祉サービスについても、利用者の能力に応じて自立した生活が送れるような福祉サービスを提供するとともに、利用者の意向を十分に尊重し、さらに質の高いサービスを提供していくことが求められている。

そこで、利用者の自立を支援する福祉サービスの提供、利用者の権利を守るための苦情解決の仕組みの定着と充実、福祉サービスの適切かつ円滑な選択に資するため福祉サービス第三者評価の受審などによる利用者への積極的な情報の提供等、利用者を主体とする施設運営を指導することにより、福祉サービスの質の向上と利用者には選ばれる施設づくりを支援する。

## II 指導監査事項

### 1 社会福祉法人及び保護施設

地方自治法の法定受託事務である社会福祉法人及び保護施設に対する指導監査は、厚生労働省から法定受託事務の処理基準として発出された下記の通知に基づいて実施する。

- (1) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発第0427第7号、社援発第0427号第1号、老発第0427第1号）
- (2) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- (3) 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）

### 2 社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所・社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関

自治事務である社会福祉施設、有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所及び社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関に対する指導監査は、厚生労働省から自治事務に関する技術的助言として発出された通知及び県が制定した要綱

など、下記の規定に基づいて実施する。

- (1) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- (2) 宮崎県指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（指導監査・援護課、障がい福祉課）
- (3) 宮崎県指定障害児通所支援事業者等指導監査要綱（指導監査・援護課、障がい福祉課）
- (4) 宮崎県指定居宅サービス事業者等指導監査要綱（指導監査・援護課、長寿介護課）
- (5) 宮崎県居宅系サービス事業者等指導監査指針（指導監査・援護課、長寿介護課）
- (6) 宮崎県指定介護老人福祉施設指導監査要綱（指導監査・援護課、長寿介護課）
- (7) 宮崎県施設サービス事業者等指導監査指針（指導監査・援護課、長寿介護課）
- (8) 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針（長寿介護課）
- (9) 認可外保育施設指導監督実施要領（指導監査・援護課、こども政策課）
- (10) 生活保護法による保護施設に対する指導監査について（平成12年10月25日社援第2395号）
- (11) 児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号）
- (12) 障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月23日障発第0426003号）
- (13) 老人福祉施設に係る指導監査について（平成12年5月12日老発第481号）
- (14) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）
- (15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号）
- (16) 子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（平成27年12月7日府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1号）

### Ⅲ 重点指導事項

#### 1 社会福祉法人

国の指導監査ガイドラインに基づき、法人運営について対応状況を確認の上、必要に応じて助言・指導を行う。

#### 2 社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所

##### (1) 最低基準等の遵守の徹底

直近の指導監査では、新規に開設された施設・事業所だけでなく、既存の施設・事業所においても、最低基準や指定基準等の理解が不十分な状況が確認されているので、基準の理解を促し、その遵守を徹底するよう指導する。

特に、最低基準や運営費・報酬算定上で求められる人員配置は、適切な利用者処

遇に欠かせないばかりでなく、その遵守がなされていない場合、運営費・報酬の過大支給になることが懸念されるので、出勤簿や給与台帳等により、適正な人員配置による運営が行われているかを確認する。

#### (2) 適切な利用者処遇及び人権侵害等の防止

利用者の意向や希望等を積極的に利用者処遇に反映させ、利用者には選ばれる施設づくりを推進するとともに、利用者に対する暴力、セクシャルハラスメント、身体拘束等の人権侵害、利用者預り金の不適切な管理等を防止するため、利用者等への情報提供、適切な処遇計画の策定と適時適切な見直し、利用者への助言・援助、利用者の権利擁護への十分な配慮、苦情解決体制の整備、第三者評価の活用など、適切な利用者処遇及び人権侵害等の防止を重点的に指導する。

#### (3) 防災対策の充実

社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所は高齢者、乳幼児、障がい者等が集団で利用するものであり、火災・地震等の災害防止、事故対策については特段の配慮が必要であるので、防災設備の整備・点検の実施、緊急時の連絡体制の整備を行うことはもとより、日頃から所轄消防機関及び地域消防組織との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練・通報訓練等を十分に行い、常に利用者の安全対策に万全を期すよう指導する。

特に先般発生した東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震に備えた津波防災対策を踏まえた避難計画については、避難訓練等による対策の問題点の把握や見直しが行われるなど、実効性のある計画となっているかを確認する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正により、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことから、その確認を行う。

#### (4) 防犯対策の充実

日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制及び夜間等における施錠などの防犯措置がとられているかを確認する。また、日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制がとれるよう指導する。

#### (5) 職員処遇の充実

社会福祉施設・有料老人ホーム・認可外保育施設・介護保険サービス事業所は基本的には「人」が「人」に支援等を行う施設・事業所であり、有用な人材の確保と定着化に加え、職員の資質の向上が不可欠であることから、処遇改善等加算の適正な支給に向けた確認の強化をはじめ（私立保育所、認定こども園等市町村が行う確認監査対象施設を除く。）、労働基準法等関係法規の遵守、就業規則等諸規程の遵守、研修等への積極的な参加など、職員処遇の充実を重点的に指導する。

### 3 社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関

#### (1) 入所措置事務の適正化

利用者の現状に応じた適時的確な入所措置等を確保するため、入所措置基準等

の適切な設定、適正な入所要否判定、措置後の継続の要否の見直し等、入所措置事務の適正化を重点的に指導する。

(2) 費用徴収事務の適正化

措置制度の基盤となる利用者の収入等に応じた公正・適正な費用負担を確保するため、対象収入の適正な認定、扶養義務者の適正認定及び扶養義務者の所得税額の把握など、費用徴収事務の適正化を重点的に指導する

(3) 施設訪問調査の徹底

入所措置後の入所者の実態把握及びその結果に基づく入所継続の要否判定を行うために必要な定期的な実態調査を徹底するため、年に一回以上の施設訪問調査の実施と適切な記録を重点的に指導する。

#### IV 指導監査計画

1 年度計画（一般監査）

別表のとおり

2 実施時期

一般監査は、原則として、令和2年5月から令和3年3月までに実施する。  
特別監査は、一般監査等の状況を踏まえ、随時実施する。

3 事前提出資料等

社会福祉法人及び社会福祉施設・有料老人ホーム・介護保険サービス事業所に提出を求める資料は以下のとおりとする。

(1) 社会福祉法人

① 社会福祉法人指導監査ガイドラインに基づくセルフチェックリスト

(Ⅰ 法人運営、Ⅱ 事業、Ⅲ 管理)

② 社会福祉法人事前提出資料

- ・ 法人定款
- ・ 法人登記事項証明書
- ・ 基本財産に係る登記事項証明書及び字図（基本財産（土地・建物）に異動があった場合）
- ・ 法人全体の組織図
- ・ 理事長専決事項規程
- ・ 理事、監事及び評議員の報酬規程及び費用弁償規程
- ・ 前年度事業実績報告、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録
- ・ 預金等残高証明書
- ・ 経理規程
- ・ その他福祉保健部長が必要と認める書類

(2) 社会福祉施設・有料老人ホーム

① 社会福祉施設セルフチェックリスト

- ・ 救護施設用
- ・ 女性保護施設用
- ・ 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設用）
- ・ 養護老人ホーム用
- ・ 軽費老人ホーム用
- ・ 有料老人ホーム用
- ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム用
- ・ 母子生活支援施設用
- ・ 私立・公立保育所用
- ・ 幼保連携型・保育所型・地方裁量型認定こども園用
- ・ 障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター用

② 社会福祉施設指導監査添付資料

③ 勤務割表

④ 施設平面図

⑤ その他福祉保健部長が必要と認める書類

(3) 介護保険サービス事業所

① 重要事項説明書

② 運営規程

③ 勤務体制一覧表

④ 事業所の平面図

⑤ その他福祉保健部長が必要と認める書類

(4) 社会福祉施設への入所措置事務等を行う機関

【救護施設関係】

① 生活保護法施行事務監査資料

② 査察指導台帳の写し

③ 保護廃止ケースの一覧表

④ 保護開始申請に係る却下ケース・取下げケースの一覧表

【保育施設関係】

① 市町村児童福祉行政指導監査 事前提出資料

② 市町村児童福祉行政セルフチェックリスト

【児童相談所関係】

① 児童福祉行政指導監査事前提出資料